

取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を求める意見書

取調べの可視化の主たる目的は、密室での取調べに伴い発生する冤罪を防止することにある。

これを行うことで、捜査官の暴行、脅迫、利益誘導等による自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件、志布志事件及び足利事件、枚方副市長事件、今般の厚生労働省元局長事件での無罪判決や、これに端を発する検察官等による証拠隠滅・犯人隠避被疑事件にも代表されるように、現在も後を絶たない冤罪を防止し、被疑者及び被告人の人権保障を図らなければならない。

このような見地から、取調べの可視化は不可欠なものである。なぜなら、取調べをすべて録画することで、取調べの状況が検証可能となり、これにより初めて裁判における供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になし得るようになるからである。

また、平成21年5月には裁判員制度が開始された。この制度は、裁判を国民にわかりやすく身近にし、市民の日常感覚を司法に取り入れることで、司法への国民の理解と信頼を向上させることをめざしている。

この制度を最大限に生かすためにも、取調べの可視化によって、裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員となる市民がその判断に窮することのないよう、適切な方策を講じなければならない。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件につき、検察官の裁量により取り調べの一部の録画が行われ、また警察庁においても、取調べの一部の録画が試行されており、裁判員裁判においては一部の可視化が既に実施されている。

よって国におかれては、録画による刑事事件の取調べの全過程の可視化を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月24日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

総務大臣

法務大臣

福知山市議会議員 松本良彦